（人事院規則一一五八の一部改正）

第六条　人事院規則一一五八（原子力規制委員会設置法の施行に伴う関係人事院規則の整備に関する人事院規則）の一部を次のように改正する。

附則第一一項中「第十一条の規定による改正後の規則一一一第一一条第一一項第一一号」を「人事院規則一一一一〇（国と民間企業との間の人事交流）第一一条第一一項第一一号」に改める。

官　庁　報　告

官　庁　事　項

人事院公示第13号

人事院は、人事院規則８―12（職員の任免）第７条の２第１項第１号並びに第18条第１項第４号及び第５号の規定に基づき、標準的な官職が係員である職制上の段階に属する官職に準ずる官職の属する職制上の段階及び選考の方法による採用を妨げない係員の官職に関し、次のとおり決定した。

平成26年５月29日　　人事院総裁　一宮なほみ

1　人事院規則８―12（職員の任免）（以下「規則」という。）第７条の２第１項第１号の人事院が定める職制上の段階は、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第34条第２項に規定する標準的な官職（以下単に「標準的な官職」という。）が、標準的な官職を定める政令に規定する内閣官房令で定める標準的な官職等を定める内閣官房令（平成21年内閣府令第２号）第２条第11項各号の表の下欄に掲げる航海士補、同令第５条第１項の表の下欄に掲げる研究官、同条第２項の表の下欄に掲げる研究補助員、同令第18条の表の下欄に掲げる審査官補及び同令第25条第２項から第５項までの表の下欄に掲げる海事技術専門官である職制上の段階とする。

2　規則第18条第１項第４号の特別の知識、技術又はその他の能力を必要とする官職で、当該特別の知識、技術又はその他の能力に照らして採用試験によることが不適当であると認められるものとして人事院が定めるものは、次のとおりとする。

一　主として政策の企画立案等の高度の知識、技術又は経験を必要とする業務に従事することを職務とする官職のうち、次に掲げる官職のいずれかに該当する官職

⑴　次に掲げるもののいずれか一に関する専門的知識又は技術を特に必要とする官職

日本史学、歯学、保健学、繊維学、獣医学、美術学、意匠学又は体育学

⑵　次に掲げるいずれか一の免許等を有する者をもって充てるべき官職

ア　電波法（昭和25年法律第131号）による無線従事者の免許

イ　船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）による海技士の免許

ウ　航空法（昭和27年法律第231号）による定期運送用操縦士、事業用操縦士、一等航空整備士又は二等航空整備士の資格についての航空従事者技能証明

二　主として事務処理等の定型的な業務に従事することを職務とする官職のうち、次に掲げる官職のいずれかに該当する官職

⑴　次に掲げるもののいずれか一に関する専門的知識又は技術を特に必要とする官職

生物学、薬学、原子力工学、造船工学、繊維学、畜産学、獣医学、水産学、美術学、意匠学又は体育学

⑵　次に掲げるいずれか一の免許等を有する者をもって充てるべき官職

ア　電波法による無線従事者の免許

イ　船舶職員及び小型船舶操縦者法による海技士の免許

ウ　航空法による定期運送用操縦士、事業用操縦士、一等航空整備士又は二等航空整備士の資格についての航空従事者技能証明

⑶　次に掲げる官職

ア　宮内庁の楽師の官職

イ　空港事務所及び空港出張所の飛行場の警務又は飛行場等における事故に関する消火及び救助を行うことを職務とする官職

ウ　独立行政法人国立印刷局の校正の作業を行うことを職務とする官職

三　主として少年鑑別所における少年の資質の鑑別及び刑事施設における被収容者の資質の調査に関する業務に従事することを職務とする官職のうち、少年院の教科教育又は職業補導に従事する教官の官職

3　規則第18条第１項第５号の庁舎の監視その他の庁務等を職務の内容とする官職で、当該職務の内容に照らして採用試験によることが不適当であると認められるものとして人事院が定めるものは、標準的な官職が、標準的な官職を定める政令に規定する内閣官房令で定める標準的な官職等を定める内閣官房令第15条第３項の表の下欄に掲げる係員である職制上の段階に属する官職とする。

4　平成23年人事院公示第15号は、廃止する。

5　この決定は、平成26年５月30日から効力を発生する。

人事院公示第14号

人事院は、人事院規則８―18（採用試験）第６条第２項第１号及び第２号の規定に基づき、平成23年人事院公示第16号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

平成26年５月29日　　人事院総裁　一宮なほみ

1　前書き中「第６条第２項」を「第６条第２項第１号及び第２号」に改める。

別表中「種類」を「種類ごとの名称」に改め、同表国家公務員採用一般職試験（高卒者試験）及び国家公務員採用一般職試験（社会人試験（係員級））の項中

「

国家公務員採用一般職試験（高卒者試験）及び国家公務員採用一般職試験（社会人試験（係員級））	技術
	農業
	農業土木
	林業

」

を

「

国家公務員採用一般職試験（高卒程度試験）	技術 技術（社会人）
	農業 農業（社会人）
	農業土木 農業土木（社会人）
	林業 林業（社会人）

」

に改め、同項の次に次のように加える。